

広島県労働委員会告示第二号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基づき、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、同号の職員のうち、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を、平成二十二年十一月五日認定したので、昭和四十一年広島県地方労働委員会告示第三号の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月十五日

広島県労働委員会会長 河 野 隆

「尾道市水道部」を「尾道市水道局」に改め、表の水道部の項中「水道部」を「水道局」に、「部長 課長」を「局長 課長 営業所長」に改める。